

令和3年第2回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和3年3月5日
午後 1時30分開会
午後 2時30分閉会
場 所 中頓別町役場大会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。
佐藤 秀樹、西 一彦、石橋 美代子、石黒 和浩、森川 健一
5名
- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。
石井 進、藤田健一
2名
- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 平 中 敏 志
- 4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北 村 哲 也
- 5 議 事
議案第1号 令和2年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について
議案第2号 農農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画の決定について
- 6 その他
 - (1) 各種研修会等
 - ①男性のためのモチ印象術セミナー（宗谷農村パートナー対策協議会）
令和3年2月5日（金）午後1時00分～ 猿払村役場 中止
 - ②令和2年度ブロック別農業委員会職員研修会
令和3年2月26日（金） 旭川市 大雪クリスタルホール 中止
 - (2) 今後の予定について
 - ①令和3年第1回中頓別町議会定例会
令和3年3月9日（火） 午前10時00分～ 役場大会議室
 - ②令和2年度（第16回）女性の農業委員会活動推進シンポジウム
令和3年3月11日（木）午後1時30分～午後3時30分
※YouTube ライブによる開催
 - ③一般社団法人北海道農業会議第90回総会
令和3年3月19日（金）午後～ 札幌市 自治労会館
 - ④令和3年度全国農業委員会会長大会
令和3年5月25日（火） 東京都

(3) その他

7. 閉 会

事務局長	<p>ただ今から、令和3年第2回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず始めに会長より挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(挨拶終了)</p>
事務局	<p>【欠席報告】</p> <p>本日は 石井委員、藤田委員より欠席の旨、事前に連絡がございましたので、ご報告いたします。</p>
事務局	<p>【定数報告】</p> <p>本日の出席委員は7名中5名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事を進行致しますので、会長、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>【議事録署名委員の指定】</p> <p>議事録署名委員の指定を行います。</p> <p>中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。</p> <p>1番 佐藤委員、2番 西委員を指名いたします。</p> <p>次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>【会務報告】</p> <p>(事務局より説明)</p>
議長	<p>会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。</p>
委員	<p>ありませんの声</p>
議長	<p>次に「農地等調査幹旋委員会報告」につきまして、農地等調査幹旋委員長より説明をお願いします。</p>

農地等調査幹
旋委員長

農地等調査幹旋委員会報告

令和3年第1回及び第2回農地等調査幹旋委員会の開催状況を報告いたします。

第1回の開催日時は令和3年〇月〇〇日、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで、開催場所は中頓別町役場、参集範囲は農地等調査幹旋委員〇名で開催しました。

協議案件は、農地の利用調整依頼のあった2件についてであり、今後の進め方等について協議を行いました。

協議の内容は次のとおりです。

(内容説明)

第2回の開催日時は令和3年〇月〇〇日、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで、開催場所は、中頓別町役場、参集範囲は農地等調査幹旋委員〇〇名で開催しました。

協議内容は次のとおりです。

(内容説明)

以上、報告といたします。

令和3年3月5日

農地等調査幹旋委員会 委員長

議長

ありがとうございました。報告にありましたとおり、農地の利用調整について依頼のあった2件について、引き続き農地等調査幹旋委員会による調整を図ることによろしいでしょうか。

委員

異議なしの声

議長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。
議案第1号「令和2年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について」を議案とします。内容について事務局から説明いたさせます。

事務局

それでは、議案第1号「令和2年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について」を説明致します。

令和2年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間に締結（公告）された賃貸借における農地賃借料水準（10a当たり）の公開について審議を求める。

令和3年3月5日提出。中頓別町農業委員会会長。

1 畑の部 締結（公告）された地域名は中頓別町全域、最高額は2,000円、平均額は1,156円、最低額が700円、データ数は14件であります。

なお、参考までに次ページに過去5年間の賃貸料情報の推移を添付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上で説明とさせていただきます。よろしく、ご審議の程、お願い致します。

議長

議案第1号の「令和2年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について」事務局から説明が終わりました。何か、質疑意見等ございますか。

委員

なしの声

議長

質疑意見が無いようですので、議案第1号「令和2年中頓別町農地賃貸借料情報の公開について」は承認することに決しました。

次に議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。内容について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり、農地について、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議を求める。

令和3年3月5日提出。中頓別町農業委員会会長。

本件につきましては、国有財産を買受希望者に売払いするもので、譲渡人の旭川財務事務所と買受希望者2件の案件です。

令和2年8月に実施した農地パトロールにて現地の確認を実施しております。

申請番号〇番、申請年月日は令和〇年〇月〇〇日、譲渡人、旭川財務事務所所長、譲受人、中頓別町字〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん、許可を受けようとする権利は所有権、許可を受けようとする土地の表示は、字〇〇〇〇〇 〇〇〇〇㎡、〇〇〇番 〇〇〇〇㎡、〇〇〇番〇〇〇〇㎡ の計〇筆 〇〇〇〇㎡です。地目は公簿、現況ともに畑、利用状況は採草畑です。権利設定理由は、譲渡人、国有財産を隣接耕作者に売払いする。譲受人、国有財産

を買い受け、経営の安定を図る。価格は〇〇〇〇円で、資金調達方法は、自己資金です。引渡しの時期及び権利移譲の日は許可日以降です。

農地法第3条第2項各号（1号から7号）該当の有無につきましては、無しとなっております。別紙農地法第3条調査書を参照願います。第1号の全部効率利用については、労力が〇人で、効率利用が認められると判断されますので、「該当しない」。第2号、第3号は適用無しであります。第4号の農作業常時従事については、酪農経営ですので、常時従事と認められると判断されますので、「該当しない」。第5号の下限面積については、中頓別町では2haを超えることとしておりますので、現状の経営面積ですと「該当しない」。第6号の転貸禁止については、現状は譲受人が利用しており、転貸には当たりませんので、「該当しない」。第7号の地域調和についても、特に問題ないものと判断されますので、「該当しない」と判断しております。

次に申請番号〇番、申請年月日は令和〇年〇月〇〇日、譲渡人、旭川財務事務所所長、譲受人、中頓別町字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん、許可を受けようとする権利は所有権、許可を受けようとする土地の表示は、字〇〇〇〇〇 〇〇〇m²、〇〇〇〇 〇〇〇〇m² の計〇筆 〇〇〇〇〇m²です。地目は公簿、現況ともに畑、利用状況は採草畑です。権利設定理由は、譲渡人、国有財産を隣接耕作者に売払いする。譲受人、国有財産を買い受け、経営の安定を図る。価格は〇〇〇〇〇円で、資金調達方法は、自己資金です。引渡しの時期及び権利移譲の日は許可日以降です。

農地法第3条第2項各号（1号から7号）該当の有無につきましては、無しとなっております。別紙農地法第3条調査書を参照願います。第1号の全部効率利用については、労力が〇人で、効率利用が認められると判断されますので、「該当しない」。第2号、第3号は適用無しであります。第4号の農作業常時従事については、酪農経営ですので、常時従事と認められると判断されますので、「該当しない」。第5号の下限面積については、中頓別町では2haを超えることとしておりますので、現状の経営面積ですと「該当しない」。第6号の転貸禁止については、現状は譲受人が利用しており、転貸には当たりませんので、「該当しない」。第7号の地域調和についても、特に問題ないものと判断されますので、「該当しない」と判断しております。

申請番号〇番、〇番ともに農地法第3条の許可要件の全てを満たしていることから、許可相当と判断されますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりました。このことについて質疑はございませんか。

委員

なしの声

議長

質疑なしと認め、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を承認することにご異議ございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は承認することに決しました。

続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、審議を求める。令和3年3月5日提出、中頓別町農業委員会会長。

番号賃〇番、土地の表示は別紙をご参照願います。字〇〇〇〇番〇から〇〇〇番〇の計〇〇筆、〇〇〇〇〇㎡であります。地目は公募・現況ともに畑であります。小作料は〇〇〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は令和3年〇月〇日です。貸主は 〇〇〇〇さん。借主は〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇〇ha、労働力〇人、幹旋なし、資金は自己資金、年金は加入されております。賃貸借の終期は令和〇年〇〇月〇〇日の〇年間であります。農地の位置は農用地利用集積計画に添付しております図面のとおりであります。

本件につきましては、〇〇〇〇さんより農業委員会に利用調整の依頼がなされていた案件であり、農地等調査幹旋委員会での協議により、〇〇〇〇の農業者に利用意向の取りまとめを行っておりましたが、〇〇さん以外に利用希望がありませんでしたので、〇〇さんと利用集積計画による賃貸借を取り進めるものであります。

以上、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

議長

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の審議に入りますが、本案件につきましては、〇〇〇〇〇〇に関連する案件でございますので、中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席いたします。議事につきましては、〇〇〇〇〇〇をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

	(○○○○退席) (○○○○○○○議長席へ移動)
臨時議長	休憩前に戻り、議事をすすめます。それでは賃○番 ○○○○さんから ○○○○さんへ利用集積計画について何かご質問はございませんか。
委員	質疑なしの声
臨時議長	質疑なしと認め、賃○番について、ご異議ございませんか。
委員	異議なしの声
臨時議長	ご異議なしと認め、賃○番については承認することに決しました。 ここで暫時休憩します。
	(○○○○○議席に着席)
臨時議長	休憩を解いて、会議を再開します。○○○○に報告致します。賃○番に ついては、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致しま す。 ここで暫時休憩します。 (○○○○○議席へ移動) (○○○○○議長席へ移動)
議長	休憩を解いて、会議を再開します。 以上で、本日提出の議事が全て終了しました。 それでは、7 その他 (1) 各種研修会等について事務局より説明願 います。
事務局	(事務局説明)
議長	何か質問はありませんか。
委員	(質疑応答)
議長	次に(2) 今後の予定について、事務局より説明願います。
事務局	(事務局説明)
議長	何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

続きまして、(3) その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第1回総会にて『令和4年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについて』委員のみなさんにご議論いただきましたが、取りまとめができなかったことから、次年度に改めて取りまとめを行い、要望を提案していきたいと思っておりますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

議長

『令和4年度農業政策と予算に関する要望の取りまとめについて』何か質問意見はありますか。

質疑等がないようなので、これは事務局提案として、令和4年度の要望の取りまとめについて、本年度は今まで同様とし、令和5年度に向けて、今後全体で協議させてほしいと思っておりますが、いかがですか。

委員

意義なしの声

議長

それでは、次年度に向けて進めてまいりたいと思っております。
ほかに委員のみなさまからの何かございませんか。

委員

ありませんの声

議長

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。
以上をもちまして、令和3年第2回農業委員会総会を終了いたします